

Weekly Report

第657号
令和4年7月11日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

教育資金や結婚・子育て資金の贈与税非課税

直系尊属である親や祖父母等から子や孫に対して、教育資金や結婚・子育て資金を一括贈与した場合、一定の限度額まで贈与税が非課税となる措置が設けられています。これらの適用期限は令和5年3月末までとなっていますが、結婚・子育て資金に係る措置は期限をもって廃止することも検討されています。

◆教育資金の贈与に係る非課税措置

教育資金に係る措置は、直系尊属が30歳未満の受贈者に対して教育資金を一括贈与する場合、1500万円(習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度)まで贈与税を非課税とするもので、金融機関で専用口座の開設等を行う必要があります。

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した場合などに終了となり、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合、亡くなった時点での残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされ、相続税の課

税対象となります(受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く)。

◆結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置

結婚・子育て資金に係る措置は、直系尊属が18歳以上50歳未満の受贈者に対して結婚・子育て資金を一括贈与する場合、1千万円(結婚関係の費用は300万円が限度)まで非課税とするもので、教育資金に係る措置と同様に、取扱金融機関で専用口座の開設等を行います。

口座契約は受贈者が50歳に達した場合などに終了となり、その時点での残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合の残額は相続税の課税対象となります。

お祭りなどに協賛金を支出した場合は

今年は、3年ぶりの開催となる夏祭りや花火大会などが多くあります。

このようなイベントに企業が協賛金等の名目で支出することがありますが、事業と直接関係のない者が主催しているお祭りなどに協賛金を支出した場合は原則、寄附金となります。この場合は「一般の寄附金」に該当し、資本金や所得額などに応じた一定限度額の範囲内で損金算入できます。

ただし、協賛企業として、*配布されるパンフレットやホームページなどに広告掲載がある、*会場で社名がアナウンスされるなど、不特定多数に対する宣伝効果が期待できる場合は、広告宣伝費として金額損金となります。

事業継続計画を策定し災害に備える

地震や台風、豪雨などの自然災害は毎年のように発生していますので、企業規模の大小に関わらず緊急事態が発生した場合に備え、最優先で復旧させる事業の選択や、取引先との事前協議、事業に必要な資産について代替策を用意・検討するなど、「事業継続計画(BCP)」を策定しておくことが必要となります。

BCPを策定する際は、自社の現状に応じて無理なく運用でき、実施可能な取り組みであることが大切です。